

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	藤白台に早朝マスクをしていない不審者が歩いていることについて	最近、朝5時50分～6時頃、北千里駅のゆら藤白台のロータリーを降りて制限30キロの市道に入ったところから北千里駅に向かう歩道で上下黒の眼鏡をかけたマスクをしていない不審者がいます。 今日も朝、自転車乗車中にマスクをしていない男を見たので振り向くとその男が睨んできました。 目つきがやばいのですぐわかります。 また、同じ歩道では高齢の女がマスクをせずに毎日歩いています。 警察と連携の上、職務質問、マスク着用の徹底等対応して下さい。	本市では、正しくマスクを着用する、入念な手洗いをする等の基本的な感染予防策を徹底していただくよう、ホームページやSNS等を活用し、周知に努めているところです。今後も新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組を継続してまいります。 また、今回ご相談いただいた内容につきましては、吹田警察署にも情報提供をさせていただいております。	地域保健課	R3.3.23	R3.4.1
2	昨年の夏、水泳の授業を実施した学校数について	各校が水泳学習の実施を控えた理由は様々であり、在籍する児童・生徒及び保護者に対しては説明を行っており、実施校数の公表は考えておりません。と回答頂きましたが、把握しているのかいないのかも答え聞いておりませんし、この答えは公表しない理由にもなっていません。 聞いたことに答えて下さい。このような回答で市立小中学校での平等な教育がなされているとは思えません。答えられないなら、最初から学校任せにせず水泳の授業を禁止にすべきです。学校教育室は説明責任を果たしていません。	各校の教育活動につきましては、学習指導要領に則り、新しい生活様式を踏まえ、校長の責任のもと教育課程を編成しており、適切に対応しております。	学校教育室	R3.3.31	R3.4.1
3	学校で感染者が出た場合、せめて同じ学校の生徒保護者には通知して下さい	新型コロナ変異株には子供も感染しやすいというニュースは子供も見えており、学校にも感染者はいるのではないかと不安から子供(小学生)が学校に行きたがりません。せめて同じ学校で感染者が出れば知らせてくれているならば、子供に「ちゃんと知らせてくれるから大丈夫だよ」と学校に送り出すこともできますが、以前個票が出ていた時に市民の声で問い合わせた返答により、吹田市では感染者が学校で出ても誰にも知らせないケースがあることが分かっており、子供にそう言うこともできません。本来は大阪市のように、学校名も公表すべきですが、せめて学校で感染者が出れば同じ学校の生徒保護者には通知するよう、市として確約してもらえないでしょうか。	市立学校の児童・生徒等の感染者情報等は、本市の基本的な方針に基づき大阪府の公表内容以上の情報は公表しておりませんが、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合については、大阪府と連携して公表することにしております。	保健給食室	R3.3.22	R3.4.5

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
4	意見を公表してください	<p>2021年2月8日付けで受領していただいた車止めへの意見が、「公表を希望する」としたにもかかわらず、市民の声2020年度の1月分にも2月分にも掲載されておりません。修正をお願いいたします。</p> <p>ついでに市民の声の不便な点を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行頭の空白、改行、空白行を消さないでください。読みづらいです。行頭の空白と改行の必要性は小学校で習います。 ・400字では短すぎます。文章を過剰に削ると却って読みにくい文章になります。また400字を遙かに超える意見が掲載されているのは何故でしょうか。 ・「機種依存文字は使用しないでください」とありますが、ネット上ではUTF-8が一般的で、機種依存文字の問題はほぼない筈です。問題があるなら文字コードが何なのか明記していただかないと、どの文字が使えないのかわかりません。 ・いつものことですが、聞いていないことを長々と述べる前に質問に答えてください。 	<p>2021年2月8日付けで受け付けました御意見の公表につきまして、市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていないため、公表しておりません。</p> <p>なお、市からの回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがありますこと、御承知おきください。</p> <p>「行頭の空白、改行、空白行を消さないでください。」につきまして、市民の声の公表データのことを指しているかと思いますが、御指摘いただいたことに留意し、今後は、読みづらくならないよう改めていきます。</p> <p>御意見等の文字数につきまして、できる限り、簡潔に御意見をまとめていただきたい思いから、400文字以内と「お願い」しておりますが、実際は400文字を超えても送信可能となっていることから、400文字を超える意見が存在しています。</p> <p>機種依存文字につきまして、本市における文字化けの事象として、「①②などの丸数字」が主なものですので、「文字化けの原因となる半角カナ、丸数字など機種依存文字は使用しないでください。」から「文字化けの原因となる「①②などの丸数字」は使用しないでください。」に表現を改めました。</p>	市民総務室	R3.3.31	R3.4.5
5	酒を飲みながら歩いている不審者について	<p>4月3日午後7時頃、ピアノ池近くの歩道から公社5棟までの歩道で酒を飲みながら歩いている上下黒っぽい服を着た色黒の男が酒を飲みながら歩いていた。</p> <p>私が男を見るとなんや？などと声をかけて喧嘩を売ってきたのでそのまま逃走した。</p> <p>不審者は徹底的に潰します。</p> <p>個人で吹田警察に言ってもろくに動かないゴミ警察であることは明白なので、吹田市の方から吹田警察に声掛け事案として通報をお願いします。</p>	<p>本件は、警察に係る事案ですので、吹田警察署へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R3.4.5	R3.4.5
6	市内での違法迷惑喫煙について	<p>また例の道路で違法迷惑喫煙が発生しました。</p> <p>3月30日20時40分頃、北千里のピアノ池付近から府営5棟(禁煙の張り紙あり)を抜けて府営3棟に続く道で上下黒の男がタバコを手を持って振りながら歩いている危険だった。(もちろん喫煙している)</p> <p>男が府営3棟方面に抜ける通路にいるときに自転車を追いついたが、手に持ってるタバコが当たったらどう責任を取るつもりなのか。</p> <p>吹田市内から違法迷惑喫煙をすべて排除していただきたい。</p> <p>巡回の者はいるが、全く減っていないようだ。</p> <p>吹田でこれであって、通勤している大阪市内はもっとひどい。</p> <p>既にこの傾向は全国的に起きている。</p> <p>立ち止まってる喫煙は吹田市では条例違反にならないようだが、路上喫煙、歩きタバコ含め迷惑な喫煙は罰金刑くらいにしないとなくならない、いやそれくらい重くしても吸う人は吸うであろうから、厳罰化したうえで警備員や職員、有志団体に巡回、見つけ次第警察に通報させ、そのうえでさらに根本的な対策が必要だと思う。</p>	<p>御指摘のピアノ池周辺及び北千里駅周辺府営3棟付近における歩きタバコにつきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p> <p>歩きタバコ等の違反者につきましては、北千里駅周辺に限らず一定数認識しており、啓発用看板を設置するとともに、指導員活動による指導等を継続して行っていくことで周知徹底してまいります。新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な指導員活動はできておりませんが、市民、事業者、他部署と連携して環境美化の推進に努めてまいります。</p>	環境政策室	R3.3.31	R3.4.6

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	警備の方に電話で話の途中でプチッと切られた	<p>17時半以降に代表電話にお電話したところ、繋げていただきたかった担当部署に繋がっていただけず、挙げ句、話の途中で電話をプチッと切られました。</p> <p>大変、気分が悪かったです。</p> <p>そもそも、はっきり喋られないため、何とおっしゃっているかわからず、警備に繋がっていることさえ、こちらにはわかりませんでした。</p> <p>再度ご連絡し、お名前を伺い、〇〇さまとお聞きしたのですが、その方ではないかもしれません。</p> <p>もう少しまともな方を雇われたら如何でしょうか。</p> <p>市役所に電話して、途中でプチッなど、今まで生きてきて経験したことがありません。</p> <p>私も昔、別の市役所でバイトしていた事がありますが、そんな方はいなかったと思います。</p>	<p>市役所の閉庁時間帯につきましては、委託しております警備会社の警備員により代表電話の対応を行っておりますが、この度は、その対応によりご不快な思いをさせましたこと、お詫び申し上げます。</p> <p>警備会社の責任者を通じて、警備員全員が話し方や声の大きさなどに注意し、丁寧な対応を行うよう改めて指導を行ったところです。</p> <p>今後とも、適切な電話対応に努めてまいりますので、ご理解いただきませうようお願いいたします。</p>	総務室	R3.3.26	R3.4.8
8	後藤市長は市民の声を読んでいますか	<p>市議会を拝見するにつけ、路上喫煙問題など市民の声で何度も取り上げられている問題について、後藤市長は他人事のような答弁をされるように思いましたが、後藤市長は市長として市民の声には目を通しておられるのでしょうか。</p>	<p>市民の声は内容を踏まえ、各担当課にて受け付け、対応しています。</p>	秘書課	R3.3.26	R3.4.9
9	片山公園のメンテナンスについてのお願い	<p>[お願い]</p> <p>①片山公園の階段下の水回り近くの植木を保護するためのロープが、貼られていない箇所があります。きちんと張るようにしてください。また簡単に外せないようにしてください。</p> <p>②幼児が乗る動物のペンキが剥げてみすぼらしくなっています。蝸の滑り台もそうです。塗りなおしてください。</p> <p>③階段上、1階の池もきれいにメンテナンスを希望します。</p>	<p>現在、材料等を段取り中のため、もうしばらくお待ちください。</p> <p>市内の公園には多くの遊具があり、頻繁な塗りなおしは困難な状況にあります。特に片山公園は利用頻度も高いため、色落ちしているものと思います。ご要望の遊具は令和3年度塗装のリストに入っていますが、例年年末ごろの施工予定のため、もうしばらくお待ちください。</p> <p>片山公園の広場のところの池につきましては年間7回の清掃をしております、令和2年度は最終3月24日に清掃を実施しました。令和3年度最初の清掃は5月中を予定しています。</p>	公園みどり室	R3.3.29	R3.4.9
10	昨年の夏、水泳の授業を実施した学校数について	<p>各校の教育活動につきましては、学習指導要領に則り、新しい生活様式を踏まえ、校長の責任のもと教育課程を編成しており、適切に対応しております。(学校教育室 担当)と、お答え顶きましたが学校ではなく学校教育室が平等な吹田市立小中学校の教育の運営に適切に対応しているのかわからないので聞いています。何度でも聞きます。把握していないなら把握していない、公表できないなら公表できない理由をお答え下さい。</p>	<p>各校が水泳学習の実施を控えた理由は様々であり、在籍する児童・生徒及び保護者に対しては説明を行っております。そのため、実施校数の公表は考えておりません。</p>	学校教育室	R3.4.2	R3.4.9

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
11	臨海学習は中止にすべきです	<p>臨海学習は昨年度に引き続き中止にすべきです。「命を守るため」引き続き行くと回答頂きましたがやっではない理由が3つあります。</p> <p>①コロナ禍で水泳の授業自体に感染のリスクがあります。マスクを外し更衣室で着替えますが今までの吹田市の対応からして15分以内であれば濃厚接触者無しとし、感染者が出ても回りの生徒を調べないでよう。感染が拡大します。</p> <p>②練習時間の確保が難しい。昨年中止で練習ができていない小学校が多数あります。今年もコロナ禍で緊急事態宣言が発令されれば変異株の影響もあり授業が行えるかすら定かではありません。</p> <p>③宿泊による感染のリスク、練習不足による海での遠泳のリスク、何かあっても、昨年水泳の授業が実施された学校数さえ答えてくれない吹田市学校教育室は安全管理を怠った学校の責任だと言うでしょう。学校も負担が大きすぎます。今年度も中止にすべきです。誰も子供の命の責任は取れません。</p>	<p>吹田市の水泳学習では、「児童自らが命を守ることができるようにすること」を目標としており、児童の泳力を教員が把握し、泳力に合った指導を、6年間を通じて行っています。</p> <p>臨海学習の遠泳では、児童の泳力に合わせたコース(距離や時間)を設定し、学校の練習から、安全面に最大限に配慮しながら実施しております。</p> <p>また、令和3年度は、コロナ禍において、学校の実状や児童の水泳学習経験に応じた学習形態での実施を計画しております。</p> <p>教育委員会としましても、今後も各校の取組が安全面を十分考慮した上で、子供たちにとってよりよい学びとなるよう状況把握に努め、指導してまいります。</p>	学校教育室	R3.4.2	R3.4.9
12	①個人情報の徹底②委託みなし公務員の透明化③土地寄付の際の測量の際に市役所職員の立会、仲裁作業のお願いの件	<p>不動産業者が、道をセットバックし、道路を寄付の際、吹田市役所が主導で測量する説明を受け、境界線の測量を承諾しました。その際に、吹田市から委託を受けた設計事務所が、先方の不動産会社に不動産名義の家族構成の属性内容を先方不動産会社に漏らされてしまいました。その際も、当初市職員から個人情報ではないとつばりくらいました。最終的には、願末書を吹田市役所の参事名義でもらっています。その後も、委託を受けた設計事務所と不動産会社には、市役所の名前と法務局の要請を受けて早急に法務局にいくように何度か半強制的な内容で促してきました。結果的に、法務局から突然立会依頼書が突然届いた際に不動産会社から、吹田市の委託した設計事務所にお金の授受があることが初めて知った次第です。吹田市の委託を受けたみなし公務員の立場を利用した詐欺行為なので、吹田市の個人情報保護条例で、第三者の不正な利益を図る目的提供したことが明らかな為、願末書無視の為、1年以下の懲役または、50万円以下の行政処分の案件内容でないのか？その質問を電話でした際も、時間をもらっての回答が「契約期間が終わり、市と関係が終了して関係がない、指導する義務がない。」「願末書の件は終わったことだ」いつ切れたのか教えてほしいとの回答も「回答が契約内容はわからない。不明とのこと。」との内容です。願末書の指導はなんだったのかと疑いたくなります。市会議員から、照会すると情報公開請求書を利用すれば契約書があるとのこと。市相談室に再度電話し、ようやく道路室参事から改めて電話にて情報公開請求書のやり方を教えてもらいました。最初の職員の回答はなんだったのか？今回の、案件は吹田市役所の委託業者が、みなし公務員の立場を利用した詐欺行為である。土地家屋調査士倫理規定第7条にも調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。その他にも、第8条、16条、18条、23条2項、24条に29条、45条等多くの倫理規定義務違反が見受けられる。報道発表すべき重大案件であると思われる。土地をセットバックし、吹田市に土地を寄付すれば、吹田市主導で隣地すべてを仲介役として動いてもらえる。信じていました。今回の案件は、吹田市と不動産会社、業務を受託した設計事務所、その他の利害関係が存在する土地所有関係者等と談合のようなことをしているようにも感じられる。重大なコンプライアンス違反をあえて見逃しているようにも感じられる。市役所と、受託会社の関係性の透明化と委託期間契約終了後の個人情報保護の守秘義務の徹底を求めます。市民を守るのが、市役所の務めだと思いましたが、吹田市役所が完全に不動産会社と設計事務所とその他利害関係者にたいして不正な利益を図ることを目的で動いているように感じられます。厳正な対応をお願いします。もし、この案件が合法なら、我が家も、同様に土地の一部を吹田市に寄付を行いますので、ぜひとも土地境界線の測量と、吹田市役所職員の立会、仲裁をお願いします、つきりそこまで、してもらえらと思っていました。まずは、報道発表案件内容と認識しています。対応をお願いします。</p>	<p>個人情報の徹底 今回の委託業務においては、「道路用地図面作成業務仕様書」に作業実施にあたっては、関係法規の遵守を記載しており、守秘義務や個人情報の取扱いに関しては、個人情報の内容を第三者に知らせたり、不当な目的に使用することがないように作業を実施するよう指導いたしました。</p> <p>委託みなし公務員の透明化 本市と〇〇設計事務所の関係は、あくまで発注者と受注者の関係であることから、〇〇設計事務所担当者は、「みなし公務員」には当たらないと考えます。</p> <p>土地寄付の際の測量の際に市役所職員の立会、仲裁作業のお願い 今回の委託業務については、建築基準法第42条第2項の道路後退部分の寄附に伴う測量作業であり、寄附用地を分筆するために必要となる図面作成を行うものです。</p> <p>土地の分筆を行うにあたっては、原則すべての境界を確定しておく必要があることから、また民有地間の境界が確定していない場合には、寄附申込者にその対応をお願いしているところです。</p> <p>したがって、本市においては、民有地間の境界確定作業については関与しておらず、〇〇様所有地において、今回の委託業務と同様に、寄附が発生することになったとしても、本市職員の立会、仲裁については対応できないものです。</p> <p>また、寄附申込者や〇〇設計事務所及びその他の利害関係者の利益を考えてのものではないことも明確に申し上げます。</p>	道路室	R3.3.29	R3.4.12

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
13 中核市として適切な情報公開をして下さい	連日吹田市内で10名以上の感染者が出ています。市は毎日市民に気をつけて下さいと注意喚起し大阪府のHPに誘導するだけ。独自の保健所を持つ中核市なのに、なぜ11月16日以前のような個票を独自で作成しないのですか。大阪府の方針に従っているは聞き飽きました。寝屋川市などは独自で情報を発表しています。感染が広がっているのですから具体的な注意喚起が必要です。学校も日々感染者がでているかどうかさえ分からず学期末に一回の感染者数の発表などはっきり言っていない。市民を守るために市の方針を変えて情報を発表して下さい。	過日、ご回答させていただいたとおり、新型コロナウイルス感染者の発生状況については、令和2年11月16日から大阪府が公表する内容を見直した(個票による事例番号・年代・性別等の公表を中止)ことに伴い、本市においても同様に公表内容を変更しております。 本市では、大阪府と緊密な連携のもと感染対策を行っており、別紙の「新型コロナウイルス感染症が発生した場合における吹田市の情報公表についての基本的な方針」のとおり、大阪府の公表内容以上の情報は公表いたしておりませんので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。	地域保健課	R3.3.29	R3.4.12
14 市内での喫煙について	3月28日14時35分頃、ピアノ池付近で40代くらいの男1名が歩きタバコをしていました。 巡回の上、注意お願いします。 また増えてますよ、違法迷惑喫煙。	御指摘のピアノ池周辺における歩きタバコにつきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。	環境政策室	R3.3.29	R3.4.12
15 駅構内での喫煙について	3月28日14時50分頃、山田駅構内のコンビニ付近で男1名がタバコを吸っていました。 駅員が巡回の上、注意お願いします。 また増えてますよ、違法迷惑喫煙。	阪急山田駅構内における喫煙につきましては、阪急電鉄株式会社に情報提供をさせていただきました。	環境政策室	R3.3.29	R3.4.12
16 外での喫煙	吹田市の喫煙に関する条例はどうなってますか？ 自宅前の住人が自宅中では喫煙できないと言って玄関前で喫煙するので夏場は特に風向きによって部屋の中までタバコの臭いができて朝早くとかに において目が覚めることもあります。 一度口頭で言いましたが改める事はなく早朝から寝るまで外で喫煙してます。 これは仕方ない事ですか？	近隣の方からのたばこの煙により日々苦慮されており、またこのような回答しかできないのが大変心苦しいのですが、現在の健康増進法におきましては、屋外でのたばこの煙に対する規制は法の対象外となっており、行政としましては、指導等の対応は困難でございます。 しかしながら、御相談のように法の対象外によるたばこの煙により、困っておられる方々の実情を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため、市ホームページ等で啓発を行ってまいりますので、なにとぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。 (担当:健康まちづくり室)	健康まちづくり室、環境政策室	R3.4.1	R3.4.12

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	意見を公表してください2	<p>> 市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていないそんなことはどこにも記されていませんでした。前回私が意見を提出した後に入力フォームを修正し、「ホームページへの公表」に「(回答希望の場合のみ)」とつけ加えたことがインターネットアーカイブから伺えますので、そちらも十分ご承知の筈です。今でも「回答を希望しない」と「公表を希望する」の両方にチェックがつけられるという不合理な仕様が残っていることが、付け焼き刃の修正を物語っています。また回答を希望しないことと公表しないことの間に関連性はありません。理由がありません。</p> <p>> 回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがありますこと、御承知おきください</p> <p>承知しません。市役所は税金で運営されている公的な機関であり、正当な理由なしに対応に差をつけることは許されません。公表しないなら正当な理由を述べてください。</p> <p>> 400文字以内と「お願い」しておりますが「お願い」だから強制ではないという意味でしょうが、一般的に、400字以内でしか受けつけないという意味で「400字以内でお願いいたします」と表現します。相手に正確に伝わらない文章は修正してください。</p>	<p>「市からの回答を行わない場合は、公表の対象としていない」こと及び「回答を希望しないことと公表しないことの間に関連性」につきまして、市ホームページによる市民の声を公表は、従来から、御意見等に対して市の考え方等をお示しする場として提供していることから、市民の声を要旨及び市の回答を一揃いにして掲載しております。</p> <p>しかしながら、公表の対象については不鮮明であることから、今回の指摘を受け、入力フォームの「ホームページへの公表」の項目に「(回答希望の場合のみ)」を明示したものです。</p> <p>なお、「回答を希望しない」と「公表を希望する」の両方にチェックがつけられるという事象につきましては、より分かりやすくなるよう改めました。「回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがある」ことにつきまして、本市の基準に基づき、公表の可否を決定していることから、「回答を行う場合でも、内容によって公表しないことがある」旨をお伝えしたものです。</p> <p>御意見等の文字数につきまして、「400字以内でお願いします。」から「400字を超えての入力は可能ですが、できる限り400字以内で簡潔にお願いします。」に表現を改めました。</p>	市民総務室	R3.4.6	R3.4.12
18	学校で感染者が出たら同じ学校の生徒保護者には知らせて下さい	<p>感染者が感染させる期間に登校していても、回りの生徒保護者にも知らせていないことは以前市民の声で確認しましたが、せめて同じ学校の生徒が感染したことは生徒保護者に知らせてもらえませんか。感染者が出ているのかどうかも分からず、どうやって子供を学校に送り出しているのか分かりません。当たり前の安心を下さい。</p>	<p>児童生徒等の感染者情報等は本市の基本的な方針に基づき大阪府の公表内容以上の情報は公表していませんが、感染拡大防止の観点から広く注意喚起が必要な場合については大阪府と連携して公表することとしています。</p>	保健給食室	R3.3.31	R3.4.13

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	アスベスト含有調査補助金	<p>築30年のワンルームマンションを父の代わりに引き継いでやっています。その物件の一階店舗の契約者様が今年の2月末にコロナで経営出来ず退去されました。契約通り退去するにあたりスケルトンにされました。すぐ新ご契約者様が決まり工事するにあたり吹き付け(アスベスト)の可能性が高く含有検査して欲しいと大家(私に)依頼され、長年、マンションの工事などをお任せしている工務店に連絡し専門業者に調査してもらいました。結果は含有を含まず安心できました。</p> <p>昨日3/30にポストに吹田市報が投函されており、目を通していたらアスベスト含有検査補助があることが書かれてあり3/31に吹田市の開発審査室に連絡をしたら事前申請以外は対象外とのこと。納得がいかず更に話を聞くと、平成22年頃に吹田市のアスベスト含有検査補助が出来たらしく、それから現在令和3年のら3/31までで、事前申請をして補助金が出たのは数件で、問い合わせの連絡は私がしたように事後案件で対象外とのこと。私は聞けば聞くほど納得がいかず更に話を聞くと、年に二回4月と9月に吹田市報にこのアスベスト含有調査補助のことを載せているとのこと。吹田市のホームページでアスベストを検索すれば出てくるとのこと。また、私が吹田市の電話対応の人から言われたのは、含有調査する工務店に吹田市から補助金が出ることをアドバイスしてもらえたら良かったですねと言われました。私は生まれてから吹田市民です。依頼した工務店も長年、吹田市で工務店をされて父の代からマンションのことはお任せしていてそれらの補助金が出ることを知っていれば教えてくれていたはず、なかったということは私と同じように知らなかった可能性がありあまりにも浸透していない案件で吹田市の責任転嫁だと思います。また吹田市の言い分は補助金は大切な財源で、私のような事後案件にまで対応できないとのこと。私は吹田市にきちんと税金を支払っています。事後案件だから補助金が出ないなんて理不尽で納得いきません。また息子も納得がいかず再度吹田市の開発審査室に電話をすると今回、アスベスト含有がないと調査された私の店舗の別の箇所をもう一度アスベスト含有調査をすると事前に申請し調査すれば補助金が出るとのこと。吹田市の大切な財源と言われたはずなのにあまりにも筋が通っていないことに理不尽で納得いきません。このあたりがお役所仕事と言われるところだと思います。何年も前のアスベスト検査で連絡したわけじゃない。1ヶ月前のアスベスト検査で今月3月初旬に調査報告が出た案件です。税金もきちんと支払ってなぜ事前申請できなかっただけで補助金がもらえないのでしょうか？</p>	<p>本市では、アスベストによる被害の未然防止を図ることを目的に「吹田市既存民間建築物アスベスト含有調査補助金交付要綱」により、補助金交付の事業を運用しております。同要綱では補助対象事業に着手する前に申請された書類を審査し、補助金の交付決定を行うことを定めておりますことから、今回お問合せいただきました、すでに実施済みの調査については補助対象にすることができませんので御理解賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>補助制度の周知につきましては、ホームページ、市報等による周知啓発を継続してまいりましたが、いただきました御意見を参考にさせていただくとともに、さらにより多くの方に補助制度を知って頂けるよう周知啓発方法を検討してまいります。</p> <p>今後追加調査等を御検討される場合にも別途御相談いただければと存じます。</p>	開発審査室	R3.3.31	R3.4.13

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
20	コロナ対策	<p>コロナ対策ご苦労様です。吹田市は感染者が多く心配しております。市長は感染者が多い理由をどのように考えておられますか。また、保健所や医療現場がひっ迫してるとのことですが、視察されての状況を教えてください。また、その対策をどのように行っておられますか。</p> <p>患者数、感染者の年齢、自宅療養者数、自宅療養者への食事の提供などの情報を教えてください。また、市報への掲載をぜひお願いします。</p> <p>12月議会では高齢者施設でのコロナ検査はしないとのことでしたが、方針転換された理由は何でしょうか。また、施設の職員の検査こそ必要だと思えます。ぜひ、お願いします。</p> <p>ワクチン接種についてどのようにすすめられるのか、教えてください。</p>	<p>最近の新型コロナウイルスの感染状況の傾向としましては、感染力の強い英国型等の変異株の流行とともにいわゆる「自粛疲れ」からくる自宅の外での活動が活発になったことから比較的若い年代の人たち間での感染が拡大し、それが家族間や高齢者に広がるという傾向が見られます。</p> <p>保健所や医療現場では、感染症が拡大し、大きな責任と負担がかかる状況の中、今も懸命に使命を果たしていることに感謝するとともに、市としてできる限りの支援をしてまいりたいと考えております。</p> <p>現在、比較的症状が重症化するリスクの高い高齢者への新型コロナウイルスの広がり傾向が見え、これから特に高齢者施設での感染症が広がり、クラスターが発生した場合、直接、重症者・死亡者の急増につながることであります。</p> <p>そのような中、本市では、国が示した「感染多数地域における高齢者施設の従事者等の検査の集中的実施計画」に基づき、本年3月に市内の高齢者、障がい者施設の従事者に対するPCR検査を実施したものです。</p> <p>令和3年3月31日までの吹田市内での患者数は延べ1,585人となり、感染者の年齢については20歳代、40～50歳代の年齢層が多くなっています。自宅療養者数については、日々変化するため、お答えすることは困難です。またこれらの数字については吹田市ホームページに掲載させていただいております。</p> <p>PCR検査で陽性となった患者の方につきましては、その様態等に応じて、病院への入院、宿泊療養施設への入所、自宅療養の措置をとらせていただいております。自宅療養の方には陽性判明の翌日に、急がれる場合には当日に療養期間(基本発症日から2週間)に応じた個数の自宅療養支援パック(レトルト食品・飲料水等で構成)をお届けしているところでございます。</p> <p>(担当:地域保健課)</p> <p>4月からの接種開始を予定しておりましたが、本市に国・府から4月25日までに供給されるワクチン量が、対象となる高齢者約9万4千人に対して800人分と極めて少量であることから、まずは、高齢者施設入所者への接種を優先し、集団接種の開始を見合わせることにしました。</p> <p>本市では3月29日に65歳以上の方に対し、接種券を発送させていただきました。接種を受けていただくにあたって、事前の予約が必要となりますが、現在予約受付は行っておらず、予約開始は5月6日からの予定です。</p> <p>御予約をしていただいたうえで、接種を受けていただきますようお願いいたします。</p> <p>(担当:保健センター)</p>	地域保健課、保健センター	R3.3.31	R3.4.14

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	大切な生活道路について	<p>北公園を抜けて上山田方面から北千里駅に向かう唯一の道に、突然自転車・バイク走行禁止の看板が立ちました。</p> <p>この道は遊歩道ではなく、子どもから学生やサラリーマン、ベビーカーやお年寄りまで、生活に深く密着した安全な生活道路です。</p> <p>広くてゆったりしている分、歩行者も自転車も緊張なく、広がったり走ったり止まったりスピードを出したり、マナー違反からちょっとした事故もあつたかもしれません。それが今回自転車だけ走行禁止で責任を負わされているのは理不尽だと思います。</p> <p>こんな事務的なやり方ではなくもう少し知恵を絞ってみんなが気持ちよく通行できる方法を提案していただけないでしょうか？</p> <p>例えば全員左側通行と流れを決めるとカールールを決めて通行すれば安全確保できるはずです。子どもたちへも交通ルールの意識づけともなります。</p> <p>狭くてどうしようもない道幅のところも多い日本の中でこんなにゆったりした道は貴重です。それを活かしてみんなが気持ちよく通れる方法を考えていただけませんか？</p> <p>自転車で通勤通学する人がぎゅうぎゅうではない人通りのこの道を、毎回自転車をおすにしては、この距離はかなり大きなストレスです。</p> <p>どうか、知恵を絞って一考願います。</p>	<p>要望いただいております道は、ご意見にもありますように、広くてゆったりとしているため自転車も走りやすい状況にはありますが、生活道路ではなく千里北公園内の園路になります。園路は公園利用者の安全のため自転車走行を禁止していることから、園路は自転車を降りて押していただきますようお願いいたします。</p>	公園みどり室	R3.4.9	R3.4.14
22	子供や親子連れが府営住宅の集会所前で遊んで危険です。	<p>子供や親子連れが藤白台の府営住宅3棟の集会所前で遊んで危険です。</p> <p>子供たちが自転車で何台にもわかれて走ったり、バドミントンやボール遊び等をしていてひどいときには親まで一緒にしています。</p> <p>今日も親子がバドミントンをしているのを見ました。</p> <p>自治会等を通じて指導、張り紙等お願いします。</p>	<p>自治会は自治活動を行う任意団体なので、本市が指導・監督することはできませんが、匿名の方から、そのようなご意見があったことをお伝えさせていただきます。</p>	市民自治推進室	R3.4.12	R3.4.14
23	市立小中学校での感染者、休業休校数発表について	<p>学期末にまとめて発表するように11月16日以降だったようですが、まさかの累計。その学期に何名感染者が出たのか、休業休校の数が分からず、吹田市に引越してきた方などまるで分からず不親切だと思います。</p> <p>そもそも学期末にまとめて発表自体があまりにも子供の感染を軽視しています。その都度発表しないと今学校で流行っているのかどうか分からず、警戒して自主休校する指標にもならないし、子供にうつりやすい変異株に対応できないと思います。市民、保護者に最低限の情報をもう少し分かりやすい方法で公表するよう努力して下さい。改善を求めます。</p>	<p>4月13日の回答でもお答えさせていただきましたが、児童生徒等の感染者情報等は本市の基本的な方針に基づき大阪府の公表内容以上の情報は公開しておりません。また、ホームページへの掲載内容につきましても統計データとして、学期末に総陽性者数、臨時休業数を掲載することとしております。</p>	保健給食室	R3.4.5	R3.4.16

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日	
24	車止めのために車椅子で入れない公園などについて3	<p>以前問い合わせた「車止めのために車椅子で入れない公園などについて」について、例によってはぐらかした回答しか来ないので、現在の市の対応が違法であることを明確に指摘しておきます。</p> <p>■バリアフリー新法 第五条 地方公共団体は(略)移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第六条 施設設置管理者(略)は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第十三条 5 公園管理者等は、(略)都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>■障害者差別解消法 第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。</p>	<p>障害者差別解消法では、事業者でない方の個人的な行為や思想や言論は、法により規制することは不適当と考えられ、対象とされておりません。</p> <p>そのため、本市においては、市民の方に対して、市のホームページや広報(市報すいた)、パンフレットの発行、障がい者週間におけるイベント等を通じ、障害者差別解消法の理解、合理的配慮等について啓発を行うなど、障がいを理解する差別の解消の推進に関して必要な施策を実施しているところです。今後も、広く市民の方に理解していただけるよう取り組んでまいります。 (担当:障がい福祉室)</p> <p>ご指摘のとおり、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)では、第十三条第五項において、「公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と努力義務が課されていることから、公園を新設、再整備、また、施設の老朽化や破損に伴う修繕をする際には、ガイドラインを遵守するよう努めております。</p> <p>そのため、1回目の質問時には「現時点では、すべての出入り口の車止めを計画的に作り直す予定はありません。しかし、車止めの老朽化や破損に伴う修繕をする際には、出入り口の間口及び歩道や車道からの接続を考慮し、ガイドラインを遵守するように施工しております。」</p> <p>2回目の質問時には「要望のあった個所については、個別に車両乗入れや飛び出し防止等の検討を行い、対応をするようにしております。」と回答したものです。 (担当:公園みどり室)</p>	障がい福祉室、公園みどり室	R3.4.6	R3.4.16
25	市内での喫煙について	<p>4月3日午後7時頃、北千里駅のスロープのところタバコの吸い殻が落ちていました。 これは歩きタバコが行われたことの明白な証拠です。 即刻巡回して取り締まりをしてください。 夕方17～19時あたりに駅からピアノ池に向かう歩道で吸っている人が多いです。 ちなみにこの先には府営住宅が建っており、低所得者層が多いので喫煙者も多いです。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により十分な指導員活動が実施できておりませんが、御指摘の北千里駅のスロープ及びピアノ池周辺につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。</p>	環境政策室	R3.4.5	R3.4.19
26	コロナワクチンの接種について	<p>私は精神疾患をもっている精神障害者手帳2級です。 私の親が高齢者で接種券が郵送されましたが、私の分がありません。基礎疾患を持っている人はまだなののでしょうか？ そしてファイザーのワクチンとありましたが、ファイザー以外は選べないのですか？ 日本の情報以外にもアメリカのABCニュースなどで情報を仕入れていますが、副作用等の情報がなかなか出てきません。 基礎疾患を持っている人も対象のはずで、それには精神疾患等で手帳を所持している人も含まれます。</p>	<p>高齢者以外の方(16歳～64歳)の方につきましては、ワクチンの供給や接種状況によりますが、6月以降に接種券、予診票を送付する予定です。なお、国が示す優先順位では、基礎疾患を有する方は高齢者に次ぐ順位となり優先されますが、接種時期など詳細につきましては、決定したい市ホームページや市報・SNS等でお知らせします。</p> <p>また、接種するワクチンにつきましては、国から承認されたワクチンを接種することになっており、現在承認されているのはファイザー社のみでございます。</p>	保健センター	R3.4.5	R3.4.19

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	昨年の夏、水泳の授業を実施した学校数について	各校が水泳学習の実施を控えた理由は様々であり、在籍する児童・生徒及び保護者に対しては説明を行っております。そのため、実施校数の公表は考えておりません。(学校教育室 担当) 何度も言いますが、学校と個人の問題を問うているのではないのです。学校教育室が実施できた校数を把握し、教育の平等の維持と安全な学校運営に努められているかを聞いています。先日放送されたNHKのクローズアップ現代で自治体の教育委員会がコロナ不安のために休校している児童数さえ把握していないことを報じていました。私も以前吹田市におけるその数を聞きましたがそれも公表していないの一点張りでした。この全く保護者に寄り添わない吹田市教育委員会の姿勢は一度報道機関等第三者にみてもらうべきものだと私も思っています。何度でも聞きます。把握しているのかいないのかお答えください。	市内各校における教育活動の実施状況については把握しておりますが、その内容を公表するものとは考えておりません。 子供たちの安全の確保と、学びの保障を両立させるために、今後も、よりよい方法を模索していきたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。	学校教育室	R3.4.9	R3.4.19
28	市長後藤圭二様	今週から吹田市立小中学校の新学期が始まります。大阪府の感染者数が過去最高、吹田市でも20名を越える感染者が出る中、学校は希望者にはオンライン授業を提供、感染者が出ればまん延防止のためクラス検査の徹底など、市長として何か学校に関する策の発表はございますか？子供にも感染しやすい変異株に先手の対応を行うことが、子供と地域社会の住民の命を救うことになると思いますが。	感染への不安等から登校できない児童・生徒に対しては、個別の事情や思いを学校が丁寧に聞き取ることが大切です。そのうえで、本人が希望し、オンライン学習が最良の方法である場合は、対応策の一つとなると考えます。 (担当:教育センター) 保健所の指導・助言のもと、感染拡大のリスクがないと判断された場合や、クラス等に濃厚接触者がいないと判断された場合は、クラス一斉検査は実施しておりません。 (担当:保健給食室)	保健給食室、教育センター	R3.4.7	R3.4.20
29	市長後藤圭二様	11歳の娘が朝玄関の扉の前でランドセルを背負ったまま泣き続け、学校に行けません。娘は市民の声でオンラインにしてほしい理由を訴えましたが、市長は市民の声を読まないのですか？あなたがリーダーシップを取らず、誰がオンラインを前に進め、学校に行けない子供たちを救えるのですか。感染者の情報も一切分からない学校に私も娘を送り出すことができません。情報を公開して下さい。	感染への不安等から登校できない児童・生徒に対しては、個別の事情や思いを学校が丁寧に聞き取ることが大切です。そのうえで、本人が希望し、オンライン学習が最良の方法である場合は、対応策の一つとなると考えます。 (担当:教育センター) 保健所の指導・助言のもと、感染拡大のリスクがないと判断された場合や、クラス等に濃厚接触者がいないと判断された場合は、クラス一斉検査は実施しておりません。 (担当:保健給食室)	保健給食室、教育センター	R3.4.14	R3.4.20
30	コロナと施設利用について	コロナ感染防止対策について。 大阪府からは不要不急の外出自粛がでていますが、吹田市内スポーツ施設は使用可能となっております。府としては外出自粛ではあるが、市としてはスポーツ(運動するため)での外出は許可している、という認識なのではないでしょうか？	ご意見をいただきました令和3年4月19日の時点では、大阪府からの要請は21時までの営業時間短縮であり、府や近隣市のスポーツ施設も使用可能となっております。本市といたしましても、消毒や人数制限、マスク着用等の感染防止策を徹底したうえで、施設を開館しております。 今後、大阪府の要請内容によって、対象施設の使用について必要な対応を行ってまいります。	文化スポーツ推進室	R3.4.20	R3.4.20

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	北千里駅周辺にマスクをしていない不審者がいたことについて	<p>4月8日朝6時頃、北千里駅近くのピアノ池から駅に向かう道路で上下白の服にオレンジの靴のマスクをしていない不審者がいました。なんだまた不審者かと思い、チラ見すると覗みつけられました。今日だけでマスクをしていない人が4、5人いました。マスクをしていない頭のおかしい人間がどんどん増えています。おそらくネットなどでコロナはただの風邪とかいうのに騙されています。職員による巡回をお願いします。コロナ感染者数が過去最高になっているのでマスクをしないで歩いている不審者については警察による職務質問、市職員によるマスク着用の声掛けをお願いします。このような行動をすることによって警察に職質される＝面倒だからマスクをしようとなるのです。コロナはただの風邪ではありません。大阪ではイギリスの変異株が流行っていてヤバくなっています。また警察への情報提供をお願いします。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、そのため、感染防止策として、マスクの着用をお願いしています。しかしながら、屋外で人と十分な距離(2m以上)が確保できる場合には、必ずしもこの限りではありません。マスクの正しい着用について、市報やホームページ等を活用し、周知しておりますが、今後も広く市民へ啓発できるよう取り組んでまいります。</p>	地域保健課	R3.4.8	R3.4.22
32	河川敷でのバーベキューについて	<p>表題の件につきまして市のサイトを調べ、「市が管理する公園についてはバーベキュー不可」とのことですが、河川敷でのバーベキューについても不可なのでしょうか？ 場所といたしましては、中の島公園グラウンド南側の、神崎川 河川敷を想定しております。</p>	<p>当該箇所は道路法が適用される道路となっています。道路においては、道路をみだりに損傷する行為、交通に支障を及ぼすおそれのある行為等は禁止しています。当該箇所でのバーベキューを行うことはご遠慮いただきますようお願いいたします。</p>	道路室	R3.4.13	R3.4.22
33	吹田市内の阪急電車	<p>阪急電車は1988年以降、毎年、新型通勤電車が導入されているが、肝心の先頭車の顔は8000系以降、30年以上に渡りずっと同じで、フルモデルチェンジされておらず、しかもステンレス車両は皆無です。関東の京急新1000形とトレードすべき。このままだと京阪神の人口は減るのは当たり前??です。 とにかくもうマンネリなので提案として、NiziU『Make you happy』を【吹田市内を走行する阪急電車全列車&吹田市内の阪急線各駅】にね365日24時間ずっと流して欲しいな！現状余りにも【お葬式ムード】なので最低でもこれ位はやるべきだ。どんなに遅くても東京オリンピックまでに実現すべき。とにかく【吹田内を走る阪急電車全列車&吹田市内の阪急線各駅】をもっと元気にすべきだ！！自分で自分の首を絞める事の無い様にね！必ず改善し回答下さい。 ただでさえ、大阪府内は大阪都構想が実現しなかったり、新型コロナで病床数が逼迫したり、大阪メトロの課長が部下にパワハラをし係長に降格したりと、2020年は暗いネタばかり。 それと、まん延防止等重点措置の適用はおろか3度目の緊急事態宣言が発令されるのも時間の問題という有り様で2021年も暗い事ばかりとにかく頑張って上記を改善する事によって、【暗い意味の大阪府】を完全に一掃すべき！！厳命です！</p>	<p>いただきました御意見につきましては、運行事業者である阪急電鉄(株)に伝えてまいります。</p>	総務交通室	R3.4.19	R3.4.22

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	吹田市のHPに「オンライン診療」の掲出をお願い	<p>・吹田市のコロナの感染者数は、3月末から急激に増加しており、外出自粛が必要なレベルであり、特に高齢者の死亡の確率は高いです。このような現状に鑑み、吹田市においても“オンライン診療”についてHPへの掲出をお願いします。</p> <p>・厚生労働省では、平成30年3月に通知を出しておられ、令和2年4月には新型コロナウイルス対策としてオンラインによる、診療・服薬指導【中略】早期に実施する。保健所の設置の市宛ても出されており、豊中市では、昨年6月にHPに「オンライン診療を活用しよう」を掲出されています。</p> <p>・取り敢えずは、かかりつけ(再診)のみとし、薬の処方箋が可能な医療機関の掲載をお願いします。</p> <p>・吹田市では、「来庁・来所せず」にできる手続きを言っておられます。外出自粛の観点からみれば、同様と考えます。</p>	<p>本市ホームページ上では「新型コロナウイルスに関するQ&A(健康医療部)」の問9にて電話やオンラインで診療ができる医療機関について情報提供をしているところでございます。しかしながら、オンライン診療が可能な医療機関については厚生労働省ホームページ上の一覧から吹田市内の医療機関を探していただく形になっております。オンライン診療については必要な時にすぐご覧いただけるように本市ホームページの掲載方法について見直しをまいります。</p>	保健医療室	R3.4.20	R3.4.22
35	コロナ感染対策が全くなされていない店	<p>4月10日にランチに入った店です。 アルコール無し。検温無し。席の間隔無し。パーティション無し。カウンター内にいた店員二人マスクせず。しかも常連客とお喋り。マスク会食のお願いもせず。客もほとんどマスクせずに飲食。 許せません。見廻りと指導を徹底して下さい！ 1年我慢してどうしても会う約束があり、1年ぶりに外食でたまたま入った店。 たしか知事の安全な店ステッカーも貼ってたと思います。どういことでしょうか。</p>	<p>申し出内容について、大阪府に係る事案ですので、大阪府へ情報提供させていただきます。</p>	市民総務室	R3.4.22	R3.4.22
36	小学校の放課後預かり事業について	<p>現在、仕事を15時以降もしている家庭が小学校での学童に入れるとなっているのですが役員など働いているから学童に預けているのに負担な面も多々あります。</p> <p>大阪市では児童いきいき放課後事業(愛称「いきいき」)があり親の就労などに関係なく保険料の500円だけで放課後、長期休暇中に預けることができます。</p> <p>金銭面の負担などいろいろな面ですごく助かる制度だと思うのですがなぜ吹田市ではその制度がないのでしょうか？ こういった制度を実行する計画もないのでしょうか？ またこの制度が採用できないのであれば具体的な理由を教えてください。</p>	<p>吹田市では、児童が放課後を過ごす場として、主に「留守家庭児童育成室」と「太陽の広場」に取り組んでいます。</p> <p>太陽の広場は、地域のボランティアの方々による「見守りの場」で、各小学校の運動場や空き教室を活用し、安心安全な居場所を提供しています。</p> <p>また、国の定める「新・放課後子ども総合プラン」では、保護者が就労しているか否かにかかわらず、両事業の児童が分け隔てなく同じ小学校で一緒に遊んだり、宿題をするなどの体験や交流ができる場とするように連携して取り組むことなどを定めており、本市ではこの目標は一定達成しています。</p> <p>これらの取組は、大阪市の「児童いきいき放課後事業」とは異なるものですが、児童が放課後を過ごす場の提供については、各市が地域の実情に応じた特色ある取り組みを進めているものと認識しています。</p> <p>引き続き、吹田の子供たちにとって放課後が有意義で充実した時間を過ごせるよう、連携しながら取り組んでまいります。</p>	青少年室	R3.4.15	R3.4.23

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	納税方法の多様化について	<p>現在吹田市はpaypayで水道料金などの支払いをできるようになっていますが、固定資産税などの納税にも使えるようになる計画はありますか？大阪府の多くの市でそういった方法で税金の支払いができるようになっていようなので、吹田市でも導入していただきたいです。</p>	<p>本市では、納税者の更なる利便性向上を図るため、令和3年10月にアプリ決済(「LINEPay請求書払い」「PayPay請求書払い」)の導入を予定しております。 今後も他市の状況等を踏まえ、収納方法の拡充について、引き続き研究してまいりますので、宜しく申し上げます。</p>	納税課	R3.4.22	R3.4.23
38	土地寄付の際の測定の透明化について	<p>土地寄付の際に、市役所職員の立会、仲裁作業をお願いをしました。結果、文書においても、口頭においても、市役所の職員は、民有地間の境界確定作業は一切立ち会わない、一切仲裁作業も行わないと回答をえました。しかしながら、不動産会社からは、吹田市に道路後退部分を寄付すると、吹田市が関係するすべての敷地の仲裁作業や立会作業をしてもらえると説明を受けています。結果、我が家の敷地と不動産会社との境界測定前に、不動産会社と隣地の方の立会において、隣地の方、不動産会社、設計事務所の測量士、吹田市役所道路室たちが、あろうことか我が家の私有地、約25メートルも無断で入り込んで、隣地確定作業をおこなっている姿が、我が家の防犯カメラに写っています。土地家屋調査士倫理規程45条の調査士は、土地・建物に立ち入る場合は、その所有者に許諾を求めらるることになっていますが、どうなんですか？その部分は、道路後退部分にあたる部分とまったく関係ない、関与してもらえないと回答をえている部分になると思われる場所ですが、土地家屋調査士法第23条の虚偽の調査、測量の禁止にあたりませんか？23条違反者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処するとありますが、なおかつ、その会話において、隣地の方は、境界標を「たぶん、掘ったと思う」との爆弾発言をしています。公的な資格をお持ちの方たちが、刑法262条の2、境界損壊罪・境界標を除去した者は、5年以下の懲役または、50万円以下の罰金に処する行為を黙認しながら、立会作業を行っているではないですか。どういうことですか？一般市民がお願いしたら断り、不動産会社等の業者がお願いしたら、してくれるのですか？市民を守るのが、市役所の仕事だと思います。我が家も、測量士さんの受け応え、対応内容や話ぶりからして吹田市主導の測量が行われていると今の今まで思っていました。結果、設計事務所の方が、不動産会社に個人情報意図的に漏洩したのではないかと確信的な不信感に繋がっていきます。また、土地家屋調査士倫理規定の第29条1.不正の疑いがある場合には、その事件の業務を行ってはならない。2. 調査士は、業務を開始した後不正の疑いがあることが判明した場合には、依頼者にその理由を告げたうえで、業務を中止しなければならない。と書かれていますが、現実には、突然に法務局から、立会依頼書が届き、2021年4月16日に法務局の登記官と立会をし、土地の分筆をするわけです。法務局からの立会依頼でようやく初めて全貌が見えてきました。本当に、測量の際に知りえた情報を、第三者の不正な利益を図る目的で提供していませんか？吹田市個人情報保護条例の1年以下の懲役または50万円以下の罰金に本当に該当していませんか？結果、平日働きにでている会社員の為、なにも身動きが取れないです。時間がない為、結果弁護士を雇うことになりました。時間的な努力、精神的な苦痛かつ、経済面での痛手まで被ることになりました。不動産会社との交渉も、ようやく交渉が始まったばかりですが今回の事案完了後の弁護士費用も返して欲しいです。かなりの、大問題と認識されませんか？1年以上も、組織的に人を騙していたわけですから。まさに、詐欺行為です。我が家をリフォームできない、住む権利をも組織的に奪おうとしているわけですから、強い怒りが沸いてきます。まったく、透明性がないです。発注者である市役所職員と受注者である設計事務所において私的な関係になっていませんか？報道発表案件であると認識しています。対応をお願いします。</p>	<p>本市では、建築基準法第42条第2項の道路後退部分について、寄附をお受けする場合には、分筆作業を行ったうえで登記までの業務を行っています。 そのために必要となる図面作成について委託業務として発注しており、令和2年度については、〇〇設計事務所が発注していたものです。 図面作成にあたっては、分筆する元の土地全体の測量しなければならぬことから、調査業務として、民有地間の境界が確定していない場合については、寄附申込者にその対応をお願いしているものあり、民有地間の境界確定作業については、本市は関与しないものです。 また、寄附申込者と寄附対象地隣接土地所有者との立会時において、両者と委託業務受注者である〇〇設計事務所の管理技術者及び本市担当者が〇〇様所有地に立ち入ったことは事実ではありますが、この件に関しては、前述管理技術者からは、事前に関係ない〇〇様に対して、立会に伴う私有地への立ち入りについて、連絡を入れさせていただいたと聞き及んでいます。 今回の委託業務においては、境界に関して、受注者である〇〇設計事務所は、現地において、民有地間の確定した境界点の確認作業を行っただけであり、それ以上の業務は行っていません。 ただし、今回においては、〇〇設計事務所が市の発注業務が完了したのちに道路用地寄附申込者から仕事を請け負い業務を行っていたことから、誤解を招くことになったものです。 今回のことを受けて、市の事業を受注した場合には、作業従事者は関係者に対して立場をより明確にして作業を実施するとともに、民間の業務を行う場合には、公共事業における作業との誤解を与えないように注意いたしました。 さらに、〇〇設計事務所に対しては、「道路用地図面作成業務仕様書」を再確認させて、令和3年4月8日付け吹土道第146号にて回答させていただいたとおり、守秘義務や個人情報の取扱いに関しては、個人情報の内容を第三者に知らせたり、不当な目的に使用することがないように作業を行うことなど、関係法規の遵守について指導いたしました。 最後に、本市といたしましても、今後、担当者の言動等により受注者との関係について、今まで以上に誤解を与えないよう注意してまいります。</p>	道路室	R3.4.13	R3.4.26

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	コロナワクチン接種に関して	<p>新型コロナワクチンは【100%危険なモノ】とご存じでしょうか？吹田市役所にお勤めの職員さんの中にも何人かは気付いている方はいらっしゃると思いますが、基本的には大勢の情報弱者による間違った対策がなされています。本来、市民(国民)の健康維持を目的とするのであれば【全ワクチン接種を即刻中止】をするべきです。しかし、そういった論調の元となっている情報には触れることをせずに、国連・WHO・厚生労働省・日本医師会・内閣府..などから出ている情報のみをベースにしているから間違えてしまうんです。しっかりと本当のことを調べてください。沖縄の座間市では市民からの意見をもとに調べられワクチン接種を停止中とすることになりました。基本的な間違いである【PCR検査の陽性者 = 感染者ではない】ということすら理解できない方は多いです。2019年度と2020年度の総死者数を比較してみてください。世の中の理解できていない方たちが大騒ぎして危険なワクチンを強制する様な事象ではないって事が分かります。本当に怖いウイルスが猛威をふるって人々を殺しまくってるなら2020年の総死者数は対前年比として増えてなくては辻褄があいませぬよね？陰謀論でも都市伝説でもなく【事実のデータ】を元にしての主張です。テレビや新聞で垂れながしているものは【真実ではありません】ですが、そちらも色々都合があるので、ここはひとつ【ワクチンを接種したあとの副反応(事例)】をYouTube(市のホームページ)でアップして危険性(リスク)もしっかりと情報を出すと同時に【ワクチンは強制ではない】という説明動画や【職場でワクチン接種を強制された場合の相談窓口の設置】の報告動画などをアップしていただけますか？もう時間がありません。これを読んでる方の親族や友人が犠牲になる可能性があります。ご年配の方は特にインターネットで情報を得ることが不得手なのでワクチン接種の危険性を理解できていない方がほとんどです。...が、普段からSNSなどを使いこなしている若い世代が【こんな大事な情報を得てない】ということ自体に【罪】を感じます。ファイザー製薬の元副社長が告発した【ワクチンは不妊になるから接種してはいけない】という主張は知っていますか？ちなみに〇〇さん(〇〇市長)は【数少ない気付いている側の人】なのでホームページでしっかりとワクチン接種リスクとワクチン接種は任意という事を市民へ向けて発信するそうです。吹田市として市民を守るための最善の努力をお願いします。まずは【自分は情報弱者という自覚】を持って【思考をニュートラル】にして【世の中の色々な情報】に触れてみてください。トップダウンの指示や情報を【一旦保留】にして慎重に進めるべき案件であると思います。命をかけてまでワクチン接種する必要がある伝染病ではありません！その証拠となるデータはたくさんあります！吹田市からワクチン犠牲者を出してはいけません！吹田市として市民を守るための最善の努力をお願いします。以下に貼ったリンクURLの動画を【コロナウイルスワクチンの推進に関わる全ての方】へ見せて会議して下さい。本当に時間がありません！！！！！！今まで常識として認識していたものとは全く違うものに触れると【認知的不協和】を感じて拒否反応を起こしてしまい【これは陰謀論だ】とか『子供だましの都市伝説だ』などと切り捨てようとする行動にでしてしまうのを私は理解できています。その上で強く進言させて頂きます！！！！！！【新型コロナワクチンは非常に危険です】市民を守る...という大義も大事な事ですが、これを読むあなたが愛する親、兄弟、孫、友人、知人の命を守る事を最優先に考えてみてください。よろしく願いいたします。</p> <p>※リンクURLは省略します。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、強制ではなく、予防接種法に基づき実施しますので、国が勧め、国民が受ける努力をする勧奨接種方式となり、本人の同意が必要となることを市報、ホームページなどで周知しております。また、接種券送付の際の案内文にも記載しております。</p> <p>ワクチンの安全性と副反応に関する情報につきましては、厚生労働省ホームページにおいて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛などの事象、また、アレルギーを持つ方の接種など詳細な情報が掲載されています。</p> <p>本市におきましても、市ホームページに副反応について正確な情報が、より伝わるよう、厚生労働省の当該ページへのリンクを設けております。</p> <p>今後とも、より一層、市民に向けて丁寧な情報発信に努めてまいります。</p>	保健センター	R3.4.14	R3.4.26

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
40	喫煙について	<p>自宅近くの住人が外で喫煙し、終わると火のついたタバコをマンホールの穴から下水道に落とします。 もし、下水道に可燃物が流れてたら、また可燃ガスが充満したら大変な事になります。 マンホールの穴を塞ぐか路上喫煙を厳しく取り締まる等の施策をしてください。</p>	<p>清和園町地内については、汚水と雨水と一緒に流す合流式の下水道を採用しており、原則として、マンホール蓋には大雨時の下水道管やマンホール内の圧縮空気を外へ逃がすため、穴が開いています。 御指摘のマンホール蓋については、現地を調査のうえ、穴の閉塞が可能かどうか検討したいと考えています。 (担当:管路保全室)</p> <p>本市では、まちの環境美化の推進を目的として、吹田市環境美化に関する条例に基づき、市内全域の道路や公園でのポイ捨てや歩きタバコを禁止しております。また、ポイ捨てや不適正な路上喫煙を特に防止する必要がある地域(阪急吹田駅周辺など市内9カ所)を環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区(以下、「重点地区等」と省略します。)に指定しており、重点地区等での違反行為に対して環境美化指導員の指導、勧告に従わない場合、過料2000円を徴収することができますと規定しております。 御指摘の清和園町付近につきましては、重点地区等ではありませんので、立ち止まった喫煙等は条例違反とはなりません。また、吸い殻のポイ捨てにつきましては、ポイ捨て禁止等啓発看板の設置を検討させていただきます。 今後も市民、事業者と連携し、環境美化の推進に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 (担当:環境政策室)</p>	環境政策室、管路保全室	R3.4.16	R3.4.26

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
41	道路後退部分の寄付の際の透明化について	不動産会社より、道路をセットバックし、道路の寄付の際、吹田市役所が主導で測量する説明を受け、境界線の測量を承諾しました。その際に、吹田市から委託を受けた設計事務所の測量士の方が、先方の不動産会社の家族構成の属性内容を先方不動産会社に漏らされてしまいました。その際に、市役所職員の方から、個人情報ではないので、問題ないとの間接的発言もありましたが、最終的には、令和2年8月18日の日付で、吹田市道路室参事の文書で、願書書の内容において設計事務所の管理技術者の方が、令和2年6月12日に業務上知り得た情報を、不動産会社に個人情報や個人情報を伝えたこと、委託業者が個人情報の重要性を認識させる文書ももらっています。その後、その情報をもとに、不動産会社と境界等の問題で折衝をしていって、令和2年10月24日の交渉を最後に、突然令和3年3月19日に法務局から令和3年3月30日の立会依頼の手紙が届きました。法務局には、令和3年4月16日に立会を申し立てましたが、その間に、令和3年3月28日に吹田市に対して、①個人情報保護法第29条第2項に違反し個人情報保護法③土地寄付の際の測量の際に市役所職員の立会、仲裁作業をお願いの件で、吹田市に要望を出した結果、令和3年4月8日の日付において、吹田市長名において、1. 個人情報保護法③道路用地図面作成の作業実施にあたっては、関係法規の遵守を記載しており、守秘義務や個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法を第三者に知らせたり、不当な目的に使用することがないように作業を実施するように指導しました。2. 土地寄付の際の測量の際に市役所職員の立会、仲裁作業をお願い。吹田市は、民有地間の境界作業に依りては関与しておらず、本市役所の立会、仲裁については対応できないとの回答をもらっています。しかし、現実には、3. 土地寄付の際の測量の際に市役所職員の立会、仲裁作業をお願いの件に關して、吹田市職員が隣地を立ち会っている姿が、我が家の防犯カメラに写っています。しかも、話の内容が、まさに、コンプライアンス違反の内容であります。その他にも、いろいろな不正の疑いがある中において、土地家屋調査士倫理規定の第29条1. 不正の疑いがある場合には、その事件の業務を行ってはならない。2. 調査士は、業務を開始した後不正の疑いがあることが判明した場合には、依頼者にその理由を告げたうえで、業務を中止しなければならぬと定められていますので、令和3年4月13日に改めて市役所に要望を出しました。不正な疑いがある場合、倫理規定において中止する必要があると期待していましたが、市役所からの回答もなく、残念ながら、令和3年4月16日に、法務局の立会を行いました。境界の1/10の部分、令和3年3月20日に設計事務所の測量士の方は、不動産会社について、令和3年3月21日に不動産会社に伝え、法務局について、令和3年4月16日に法務局に伝えるところではないとのことです。どこが、権限をもっているのでしょうか？最初の不動産会社の説明ですと、不動産会社は測量の件は、なんも権限をもっていない、すべて吹田市がすることだと私に説明を行っています。許欺ではありませんか？不動産の個人情報にあたる部分も、令和3年3月21日に不動産会社に質問すると、漏らしたのは吹田市が委託している設計事務所と吹田市が悪いので、俺はなんにも悪くないとの回答です。いうなら吹田市に言えとのことです。その際に、不動産の権利者は弁護士を通して調べたのと聞きましたが、実際は、令和2年11月20日に司法書士事務所の先生から謄本をようやくとったみたいですが、令和2年10月24日の交渉を最後に何も話をしていません。結果的には、設計事務所の管理技術者の方が情報もらしたことをもとに、2回にわたる吹田市からの個人情報の指導があったにもかかわらず、それを知りながらも今回法務局に土地家屋調査士の名前で地積測量図を提出し、土地の分筆作業をされようとしています。令和2年3月3月22日の内容証明において、現在境界において耐久性にかけている機室があり、機室の撤去と、先方不動産会社の土地内で、湧水処理の排水処理設備を有する安全性の確認できる障壁の設備を要求しました。しかしながら、一方的に、吹田市が図面を書いたとのことで、こちらに一方的に土地の一部を無償でわたす。しかし、大部分はこちらの敷地内に排水を垂れ流すような図面を2度にわたり不動産会社から、その内1回は測量士同席の上、説明を受けています。測量士の方とグルにならないと、令和3年3月19日の法務局からの手紙が届くまで関係性はわかりません。完全に詐欺行為です。我が家の防犯カメラに写っているのですから、土地家屋調査士の先生にも土地家屋調査士の倫理規定に反する疑いがある中で、吹田市は道路の寄付を受けられるのでしょうか？ましてや、その土地家屋調査士の先生はお見受けしたところ、ADRの資格もお持ちのようで、本来なら、土地家屋調査士と弁護士が入って公正な立場で仲裁してもらえ立場の先生であるとお見受けされます。しかしながら、不動産会社と測量士とグルになった、コンプライアンス違反を疑われるような不正な疑いがある中で法務局への分筆作業、それに伴う吹田市への道路の寄付行為です。土地家屋調査士及び土地家屋調査士に対する懲戒処分の方(処分基準等)が、法務省民事局からでています。当然秘密保持義務違反(故意)ですと、戒告または2年以内の業務停止とかなり重たい処分内容ですから、厳正に注意して対応すべき内容ではなかったのですか？測量士さんが漏らしたのですが、補助者の監督責任として、戒告または1年以内の業務停止と明記されています。不正が疑われている中で、強引な分筆作業ではないでしょうか？過去においても、今現在においても、道路の後退部分の市の道路用地図面作成業務の測量の件と、その関係する隣地の測量部分を吹田市が測量していると誤認しているケースが多いのではないのですか？道路寄付部分の情報公開をお願いします。同じ詐欺行為に合われた方がいると思われれます。また、再三にわたりますが、2度にわたる吹田市からの個人情報の重要性を認識させ、指導すると指導していただいた結果、なににも重要性を認識されていないように見受けられます。2度にわたっての指導も無視ですから、私にはどう考えても、吹田市の個人情報保護条例で、第三者に不正な利益を図る目的で個人情報保護法を濫用したとしか思えません。再三ですが、報道発表案件であると認識しています。対応をお願いします。	本市では、建築基準法第42条第2項の道路後退部分について、寄附をお受けする場合には、寄附申込者に対して、民有地間との境界が確定された状態にさせていただくようお願いしており、その確定した境界点を測量して、必要となる分筆作業を行い、法務局への登記までの業務を行っています。 今回においては、分筆作業を進めるにあたり、寄附申込者の事業の関係上、寄附申込者が分筆作業を行うことになったため、寄附申込者が〇〇設計事務所に委託して分筆作業を進めることになったものであり、そのための作業に本市は関与していません。 なお、寄附申込者により適切に行われた分筆作業に基づく寄附に関しては、その内容に間違いがなければお受けするものとなります。 また、本市が寄附をお受けするにあたり必要となる作業を委託している業務においては、今までも、その業務の受注者には、吹田市から委託された業務での作業であることを近隣の方々には理解してもらうように指導しており、今回の件を受けて、〇〇設計事務所に対しては、より立場を明確にして作業を実施するよう注意いたしました。 最後に、今回の道路寄附部分についての情報公開に関しては、必要となる書類について公文書公開請求を行っていただければ適切に対応させていただきます。	道路室	R3.4.19	R3.4.26
42	「マイナポイント延長へ」の吹田市民への広報が必要だと思います。	・4月1日にネットのニュースで「マイナンバーカードでマイナポイント」の受付の締切日が、3月末から4月末に延長が記載。 ・「マイナンバーカードでマイナポイント」について吹田市は政府から窓口業務の委託を受けて、昨年8月から開始されておられ、吹田市の市報8月号にも掲載されておられます。 ・今年の1月には、総務省が国民(74才以下)に、また3月25日には、75才以上の方に大阪府後期高齢者医療広域連合から、申請案内が郵送されて来ました。 ・吹田市は、市民に「マイナポイント延長へ」の広報が必要と考えます。枚方市では、3月28日に市のHPIに掲載されています。 ・政府は、一人でも多くの国民がマイナンバーカードを作る事を推奨されています。吹田市に於いても、支援が必要と考えます。	ご指摘いただいた内容につきましては、ホームページにて周知させていただきます。今後9月までに市報にも掲載できるよう調整を行う予定としております。	市民課	R3.4.16	R3.4.27

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	マイナンバーカードの健康保険証としての利用開始が3月下旬からの予定ですが、遅れるとの事。吹田市民への広報が必要かと思えます。	<p>・マイナンバーカードの交付申請書が、3月25日に大阪府後期高齢者医療広域連合から郵送されて来ました。同封のリーフレットには、「令和3年3月からマイナンバーカードが健康保険証として利用できる」の記載があります。</p> <p>・かかりつけ医に問い合わせると、「まだ連絡が来ていません。カードリーダーが用意出来ていません」との事です。</p> <p>・遅れている事ならびに今後の予定を、市民への広報が必要かと思えます。</p>	<p>マイナンバーカードの健康保険証としての利用については、国民健康保険、後期高齢者医療保険のみならず全ての健康保険が対象であり、国(総務省及び厚生労働省)が制度の実施主体として、制度全般の周知を行っているところです。本市としましては、制度に関して独自の広報を行うことは考えておりません。</p>	国民健康保険課	R3.4.20	R3.4.27
44	昨年の夏、水泳の授業を実施した学校数について	<p>市内各校における教育活動の実施状況については把握しておりますが、その内容を公表するものとは考えておりません。子供たちの安全の確保と、学びの保障を両立させるために、今後も、よりよい方法を模索していきたいと考えておりますので、ご理解お願いいたします。(学校教育室 担当)と回答頂きましたが、把握しているのに、公開しないのは何故ですか？公開することで不利益がありますか？最初から中止にする自治体が多中で実施し、学校に任せ学校により判断はまちまち。最初から中止にすれば不平等は生じないのに、結局実施不実施の結果を公表すれば不平等が明らかになるから隠したいのではないですか。把握しているなら公表するのが公教育を司る教育委員会としてあるべき姿ではないですか？隠さず公表して下さい。何度でも聞きます。</p>	<p>各校が水泳学習の実施を控えた理由は様々であり、在籍する児童・生徒及び保護者にご理解いただけるよう、各校より個別の理由及び水泳に代わる授業内容等について、丁寧に説明しているものと認識しております。</p> <p>そのため、その内容を公表するものとは考えておりません。</p>	学校教育室	R3.4.20	R3.4.27
45	こちらは名前を記入していません。回答される方も名前を入れて返信してください。	<p>市民の声でこちらは名前を記入して質問しているのに、回答には名前が記入されていません。後に電話で問い合わせても誰が回答されたのか分からないので困ります。回答者の名前を記入し返答される部署もありますが、学校教育室は名前を入れて回答されることがほぼありません。出しても問題ない聞かれている数字も出さない、回答者が名前も名乗らない。答える気がないか、バカにされているような気がします。だから毎回こちらの気持ちなどまるで我関せずな回答なのだと思います。回答者は返信の際、名前を入れて下さい。</p>	<p>市民の皆様から学校教育室へ承りましたお問い合わせの回答につきましては、各担当者個人の回答ではなく、学校教育室で共有した回答をお示しさせていただいております。</p> <p>また、担当者が複数にわたる場合もありますので、「担当者」と記入する形式をとらせていただいております。</p> <p>〇〇様の思いをお受けし、今後、より丁寧な対応ができるよう努力してまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>	学校教育室	R3.4.20	R3.4.27
46	コロナワクチンの予約について	<p>予約受付開始にあたり、質問と要望です。</p> <p>WEB予約にあたり、入力項目は何か？何を手元におけばよいのか？事前にサイトがアップされないのであれば、事前広報してほしい。早いもの勝ちという現状の中で、95歳の母の接種を早くしたい想いから、先行している自治体を参考に、無駄のない効率的な運用をぜひ追求してほしい。また、廃棄が発生しないような手だてもぜひとってほしい。</p>	<p>ウェブ予約に必要な情報は、接種される方の「接種券番号」、「生年月日」、「氏名」、「電話番号」となります。「接種券番号」は、3月29日に65歳以上の方へ送付しました「接種券(クーポン券)」に記載されている番号です。</p> <p>また、御要望いただいております、事前の広報については、予約開始までにはホームページを更新し、入力項目や予約できる期間を明示する予定です。</p> <p>効率的な運用につきましても、ワクチンの供給量等を確認のうえ、廃棄の発生等がないよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。</p>	保健センター	R3.4.14	R3.4.28

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
47	アスマイルに関する意見	<p>先日、ローソン(吹田千里山東4丁目店)で歩数計の読み取りが行わない(端末に設置しても自動認識されない)がありました。他の市内リーダー設置場所でも、同様のトラブルがないか、確認して下さい。運動の習慣化に活用するため、市報等での周知機会を増やして下さい。アスマイル登録者の数値目標を設定することを検討して下さい。</p>	<p>頂きました御意見について、令和3年4月22日、端末の管理を行っている大阪府アスマイル事務局に連絡を行い、市内ローソンで歩数計の読み取りがうまく行われなかった事実をお伝えいたしました。他の市内リーダー設置場所でも同様のトラブルがないか確認を行ったところ、他の場所については不具合はないとの回答を得ております。</p> <p>また、歩数計の電池残量が少ない場合や磁気摩擦している場合などは正しく磁気を読み取ることができない可能性があるとのことでした。</p> <p>なお、アスマイルにつきましては、大阪府が府内全域で登録者数30万人を目指しておりますので、本市としましても引き続き市民の皆様が楽しみながら健康づくりに取り組んでいただけますよう、アスマイルの周知・啓発に努めてまいります。</p>	健康まちづくり室	R3.4.19	R3.4.28
48	バッティングセンター緑地、阪急キッチンエール前の歩道妨害と無断駐車について	<p>吹田市江坂町4丁目17-3のバッティングセンター緑地前の歩道妨害および道路への無断駐車に関して、バッティングセンターへは過去から何度も苦情や指摘が入っているはず(警察がきていたこともある)だが、一向に改善されておらず変わらず危険な状態です。</p> <p>歩道が元々狭い上、電柱もあり通行スペースがほとんどないのに、バッティングセンターの駐車スペース幅も狭くとられており、大半の車は頭が飛び出して歩道を塞いでいる。</p> <p>車が停まっていると、歩道を通れず車道に出る必要があります。ただ、反対側が阪急キッチンエールの物流倉庫の為、トラックが頻繁に出入りする為、車道の通行も非常に危険です。</p> <p>また、車だけでなく、自転車や人(順番待ちの人や教室の保護者)も歩道に頻繁に溜まっており、たむろ、喫煙やバットの素振りをしていたりしている状態で、過去オーナーへ指摘しても改善していません。</p> <p>子どもやベビーカーが通行するのに非常に危険でいつか事故が起きると考えられますので、歩道を広く確保できるようにすること、バッティングセンター側の駐車スペースやマナーの改善を市からも通達頂きたいです。</p> <p>また、隣のマンション前まで列をなして路上駐車が頻繁にされているという点も改善していません。</p> <p>近隣住民は長年改善されずうんざりしています。</p> <p>なによりも危険ですので根本的な道路の改善とあわせてパトロールや監視、注意など警察と連携をする等の対応をお願いしたいです。</p>	<p>ご指摘の区間の歩道の改善について、現地を調査した所、一定の幅員があることから歩道拡幅は困難と思われます。(担当:道路室)</p> <p>バッティングセンター緑地、阪急キッチンエール前の歩道妨害と路上駐車は、道路交通法違反となり取締りの対象であるため、本市から吹田警察署に伝えてまいります。</p> <p>なお、事業者に対しても本市から要望内容を申し入れます。(担当:総務交通室)</p>	総務交通室、道路室	R3.4.20	R3.4.28
49	続・「マイナポイント延長へ」の吹田市民への広報が必要と思います。	<p>・4/16に「マイナンバーカードでマイナポイントを」の受付の締切日が、3月末から4月末に延長」について投稿しました。</p> <p>※4月末迄、日にちも少なく、吹田市のHPにも掲出が無い事からの投稿です。</p> <p>【市の回答4/27】「マイナポイント延長について、まずはホームページにて周知いたしました。」</p> <p>⇒今朝、吹田市のHP(各課からの一覧)の19日~27日のタイトル一覧に見当たりません。また市民課のサイトの新着情報の中にも見当たりません。</p> <p>・申請書類の郵送でも可能である事から、速やかに吹田市のHPのトップページへの掲出が必要と考えます。</p>	<p>市民の声として、再度いただいております「マイナポイント延長について」でございますが、本日、市トップページ、市民課トップページ、新着のお知らせにも掲載いたしました。</p>	市民課	R3.4.28	R3.4.28

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	市営住宅管理 人の任命責任 について	<p>コロナ禍で市営住宅の集会所の使用見合わせを4/9(金)に住宅政策室から連絡受けました。4/17(土)に自治会総会を予定していたのですが、さらに市長メッセージも同日出され、団体の総会を行わないよう呼びかけがありました。そのため自治会総会は延期とし、役員間での打合わせのための集会所使用も取りやめました。</p> <p>しかしその同日、4/17(土)に新佐竹台住宅の管理人3名が、集会所の中でも一番せまい和室6畳を使用していました。住宅政策室は、集会所の使用見合わせは管理人にも通達済みと聞いております。何故、管理人は住宅政策室の通達を聞かず、このコロナ禍、しかも緊急事態宣言が出されようとしている時に、何を集まる必要があったのでしょうか？住宅政策室に集会所使用申請は出されてましたか？管理人は鍵を持ってから、ちょくちょく集会所の和室に集まっている事は住民は知っています。住宅政策室がこのコロナ禍、狭い和室に集まる事を許可しているという事でしょうか？そんなにしょっちゅう集まる事が必要なのでしょうか？また、集会所には100人以上入れる広い会議室があります。なぜわざわざ狭い和室に3密を作るように集まるのですか？書類が和室に保管されていると聞きましたが、書類を出して、広い会議室で話をすればよいのでは？和室のカーテンは閉め切り、サッシも全て閉まってました。(動画証拠有り)パッと見、外観からは誰もいない風に見せている様子もあり、住民には不信感がつのるばかりです。管理人の不可解な行動、今回だけではないんですよ。住宅政策室へは何度もその都度、有志代表者がクレームを寄せていますが、全く改正するもなく、返答、回答すらない有り様です。なので管理人達が集会所を私用で無断利用している現状が続いています。このまま放っておけば、エスカレートするのも必須。現に住民への管理人の言動として、「私達のおかげで、集会所を使わせてもらえるんやで」と、礼を強要する言われ方をされた住人もいます。集会所や市営住宅は管理人の所有物なのですか？同様のクレームはまだあります。何度も住宅政策室に「管理人の資質に問題有り」と訴えています。いい加減にして下さい！</p> <p>コロナ禍でみんなルールを守って我慢しているのに。住宅政策室の管理人任命責任を「改めて」問います。</p>	<p>市営住宅の管理は、市営住宅管理人規程に基づき、管理人を委嘱し、管理を行っているところです。</p> <p>ご指摘にある管理人による市営住宅施設の私的利用は認められていないことから、管理人に対し、事実関係の確認を行うと共に、指導等の必要な措置を実施してまいります。</p> <p>市営住宅は、全市民の財産であることから、今後も市営住宅の適正管理に向けて、管理人のみならず、全入居者とも協力しながら、取り組んでまいりたいと考えています。</p>	住宅政策室	R3.4.19	R3.4.30
51	市内での喫煙 について	<p>4月19日18時35分頃阪急北千里駅の宝くじ売り場の横の飲食禁止の張り紙がある場所で男が喫煙していました。</p> <p>警察や警備員等が巡回の上、喫煙しないよう注意をお願いします。本当に迷惑しています。</p>	<p>御指摘の北千里駅の宝くじ売り場横につきましては、今後の指導員活動の参考とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言中ではありますが、可能な限り指導・啓発活動に努めてまいります。</p>	環境政策室	R3.4.20	R3.4.30

令和3年度(2021年度) 市民の声と市の回答

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
52	千里山・佐井寺図書館の不備について	<p>千里山・佐井寺図書館の入り口に、入館者が名前などを書く紙が置いてあります。</p> <p>さんくす図書館では、これはコロナ対策で入館者を把握するための説明がありましたが、千里山・佐井寺図書館には何の説明もなく、何のためのものかわかりません。</p> <p>紙を入れる箱が離れた所にあるのでさらにわかりづらく面倒で、出入りしている人が書いているのは見たことはありません。</p> <p>入館者を管理するのですから、箱の中の紙は毎日回収している筈です。そうすれば入館者に対して紙が極端に少ないことがわかる筈です。その原因を調べようとすれば、説明がないことに気づく筈です。</p> <p>職員は複数いるのに誰も気づかないのは異常です。</p> <p>本気でコロナ対策をしようとしていれば気づく筈です。つまり本気でコロナ対策をしようとしていないということです。</p> <p>図書館には以前もツイートや掲示などの不備を指摘しましたが、未だにまともなチェック体制・管理体制ができていません。体制を根本的に見直してください。</p>	<p>図書館入口付近を確認しましたところ、ご指摘のとおり、入館者のお名前を記入していただく台に、趣旨説明の掲示がありませんでした。大変申し訳ありませんでした。</p> <p>さっそく、さんくす図書館と同様のポスターを掲示することにいたしました。</p> <p>また、記入後の用紙を入れる回収箱が離れたところにあるため、わかりづらいという点につきましては、用紙の記載内容が個人情報である点を鑑み、職員の目の届く場所に設置しておりますことを御理解いただきたく存じます。なお、用紙の回収箱の位置をわかりやすくするため、ポスターに箱の場所を記載するようにいたします。</p> <p>今後、チェック体制・管理体制を見直し、ポスターなどの掲示物に不備のないようにすると合わせて、消毒や換気、マスク着用、手洗い等の呼びかけを徹底し、より一層の感染症対策を行ってまいります。</p>	中央図書館	R3.4.26	R3.4.30